日本薬学会北陸支部(富山県、福井県、石川県)に所属する日本薬学会会員 各位

## 2023 年度 特別講演募集のお知らせ

「日本薬学会北陸支部特別講演会」(以下、特別講演会)は、日本薬学会北陸支部(以下、北陸支部)に 所属する薬学会会員が薬学領域で著名な研究者を招いて北陸支部内で実施する講演会を指します。特別 講演会の講演者に対しては、北陸支部から2万円の謝礼金を支払うことが可能です。原則として、北陸支 部から旅費は支給されません。謝礼金の支給対象は、日本薬学会の他支部会会員と日本薬学会非会員で す。北陸支部以外から謝礼金を受け取る予定の場合は支給対象となりません。なお、講演者が北陸支部所 属の薬学会会員である場合は、別に定められた交通費が支給されます。また、支援可能な講演数に限りが ありますので、年度内に募集を打ち切りさせていただく場合もあります。

特別講演会の開催を希望される方は、以下の要領でお申し込みください。

<申請作業>(以下は、富山大学、北陸大学および金沢大学に所属する会員が各大学における特別講演会担当幹事を介して行う手順です。3大学の所属ではない会員は幹事を介さず直接に行ってください。)

- 1. 申請者が、所定の申請書(様式は支部 Web サイトからダウンロード可)を作成し、特別講演会担当幹事(北陸大:大畠、金沢大:小川、富山大:藤)に電子メールを送信する。
- 2. 特別講演会担当幹事が、申請書を支部長に電子メール送信する。
- 3. 支部幹事会が承認の可否を協議し、支部長が特別講演会担当幹事に結果を通知する。特別講演会担当幹事は申請者に結果を通知する。

## <承認後の作業>

- 4. 申請者が、講演を案内する文書(ポスター)を作成し、特別講演会担当幹事に電子送信する。特別講演会担当幹事は案内文書を支部長に電子送信する。
- 5. 支部長が、案内文書を連絡担当幹事に電子送信する。
- 6. 連絡担当幹事が、支部所属会員へ特別講演の案内を通知する。
- 7. 申請者は、所定のエクセルファイル(支部 Web サイト)で、参加者名簿作成の準備をする。

## <講演後の作業>

- 9. 申請者が、特別講演会担当幹事に、参加者名簿を送信し、講演者への送金用の振込み口座を知らせる。
- 10. 特別講演会担当幹事が、支部長に振込み口座、参加者名簿を送付する。支援金は原則として講演者への銀行送金とする(外国人など送金が困難な場合は手渡しとする。その際は、領収書の提出が必要)。

特別講演会の開催が認められた場合には、十分な広報活動を行うようお願いいたします。

2023 年 6月 公益社団法人日本薬学会北陸支部 2023 年度支部長、大黒 徹 (北陸大学薬学部 t-daikoku@hokuriku-u.ac.jp)